

議案第 6 号

定例教育委員会資料
平成 26 年 12 月 24 日
文化課
課長：那須野雅好 担当：山田真一
内線：763-261

タイトル	「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」及び「安曇野市美術資料等選定委員会要領」の制定について
決定を要する事項の内容	「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」及び「安曇野市美術資料等選定委員会要領」の制定について（趣旨）
要旨	美術資料等の収集方針及び選定委員会の組織化を盛り込んだ要綱等を整備する。趣旨についての確認をお願いしたい。
説明	<p>1 現状と課題</p> <p>安曇野市の美術館（豊科近代美術館、高橋節郎記念美術館、田淵行男記念館等）における美術資料等の収集は、主に寄附申出により、設置目的に沿った美術資料等を採納しています。しかし、明確な収集方針（基準）が備わっていないこと等から、収受の判断が難しくなっています。</p> <p>平成 25 年度に豊科近代美術館収蔵庫を増築したものの、各館とも収蔵スペースには限りがあります。したがって、明確な収集方針と、作品について適正な評価をする選定委員会の組織化を盛り込んだ要綱等を整備し、それに基づいて収集していくことが望まれます。</p> <p>2 収集方針（基準）について</p> <p>設置目的及び現収蔵品との整合を図り、以下のとおりとします。なお、「新市博物館構想」策定により、各館の将来構想及び理念等が明確になった時点で見直すこととします。</p> <p>(1) 安曇野出身の作家、安曇野にゆかりのある作家及び関連する美術資料等</p> <p>(2) 安曇野の自然、風土、歴史にかかわる美術資料等</p> <p>(3) 近代彫刻の流れを展望できる美術資料等 (荻原守衛に連なる作家の作品など)</p> <p>(4) 山岳及び自然をテーマとした写真作品及び写真に関する資料 (山岳写真、田淵行男賞受賞者作品など)</p>

(5) その他、教育委員会が必要と認めた美術資料等
(市民益になると思われる作品)

3 選定委員会について

収集する美術作品及び美術に関する資料の選定及び評価に関すること等を審議するため、安曇野市美術資料等選定委員会を組織します。

教育委員会は選定委員会での審議結果をもとに取得すべきと判断した場合は、市長に申し出て(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第28条)、決裁後に収集(取得)します(資料1)。

4 収集要綱及び選定委員会要領について

別案(資料2・3)のとおり。

5 施行時期

平成27年4月1日の施行を目指します。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
要綱等の立案						
定例教育委員会						
庁議(政策会議)		(予定)	←			
庁議(部長会議)		(予定)	←			
要綱等起草						
定例教育委員会(要綱等制定付議)						
施行					4/1施行	

6 調整事項

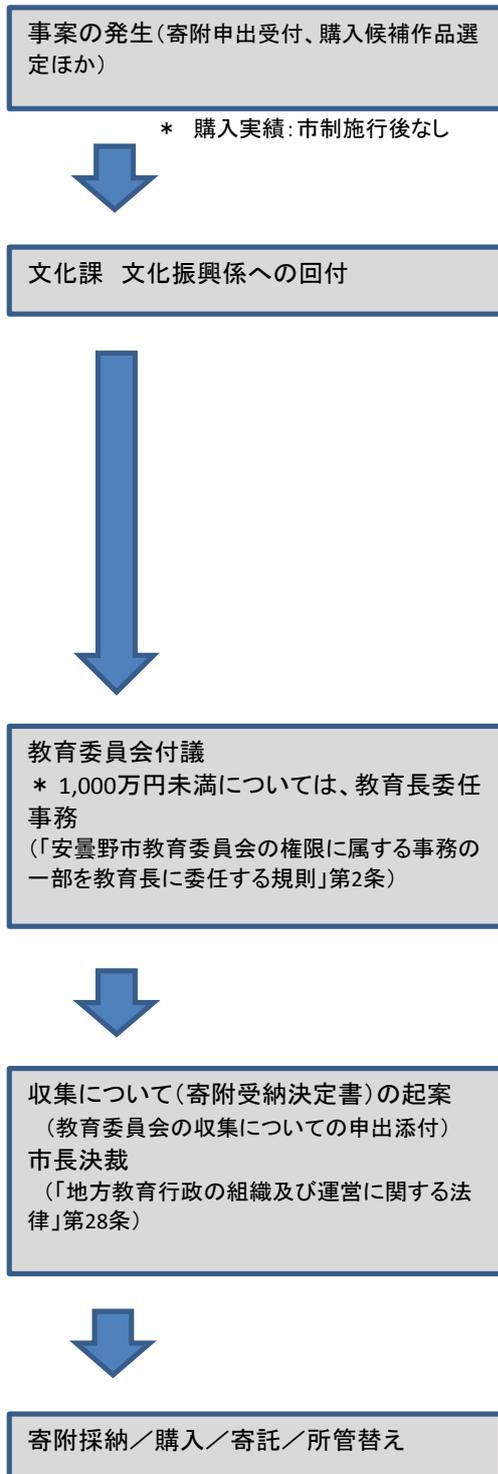
- (1) 要綱等の立案(文書法規担当との調整)
- (2) 選定委員会の報酬(謝礼)額の決定及び予算化
- (3) 選定委員の人選

○ 添付資料

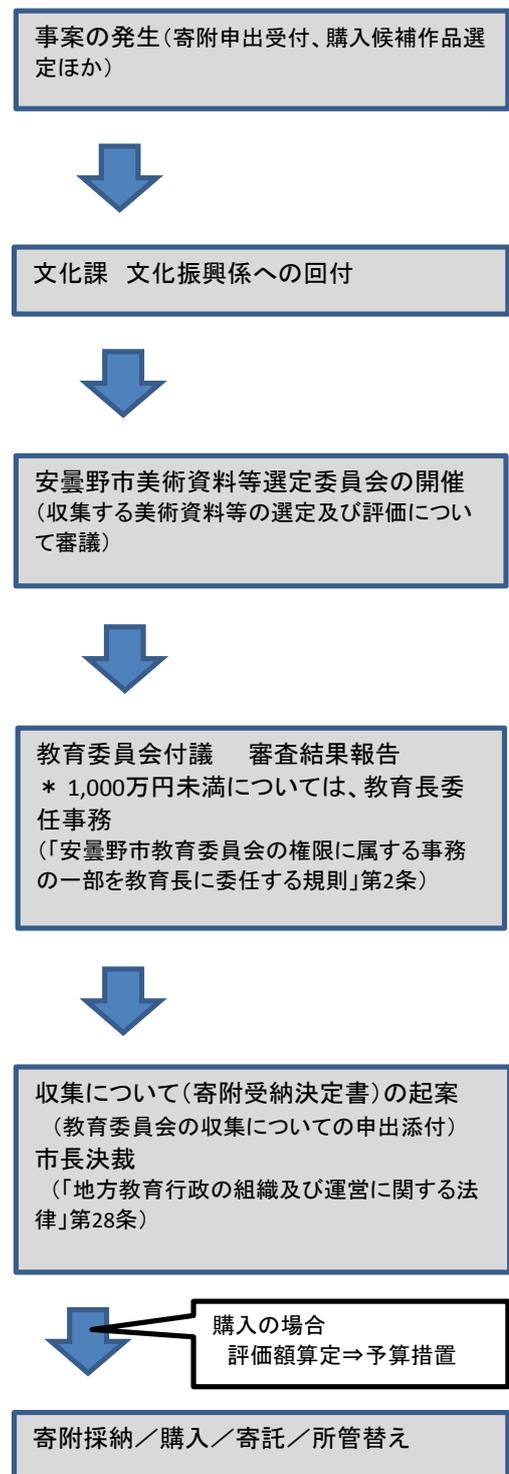
- ・資料1 美術資料等の収集手順
- ・資料2 安曇野市美術館美術資料等収集要綱(素案)
- ・資料3 安曇野市美術資料等選定委員会要領(素案)
- ・資料4 他市美術館等の状況(参考)

美術資料等の収集手順

【従来の手続き】



【「収集要綱」等整備後】



○安曇野市美術館美術資料等収集要綱（素案）

平成 年 月 日

教育委員会告示第 号

（目的）

第1条 この要綱は、安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館、田淵行男記念館、穂高陶芸会館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）を適性かつ円滑に収集するために必要な事項を定めることを目的とする。

（収集）

第2条 美術資料等の収集は、購入、寄贈、寄託又は所管替えによるものとする。

2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する美術資料等とする。

- （1） 安曇野出身の作家、安曇野にゆかりのある作家及び関連する美術資料等
- （2） 安曇野の自然、風土、歴史にかかわる美術資料等
- （3） 近代彫刻の流れを展望できる美術資料等
- （4） 山岳及び自然をテーマとした写真作品及び写真に関する資料
- （5） その他、教育委員会が必要と認めた美術資料等

（安曇野市美術資料等選定委員会）

第3条 教育委員会は、安曇野市美術館美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、美術資料等の収集に当たり、適正な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は5人以内とする。

3 委員は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が選任した者をもって充てる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第4条 教育委員会は、選定委員会の求めに応じ専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し学識経験を有する者（以下「評価員」という。）に調査を委任することができる。

（評価員）

第5条 評価員は、教育委員会が選任する。

2 評価員は、委任する調査事項が終了したとき解任する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

○安曇野市美術資料等選定委員会要領（素案）

平成 年 月 日
教育委員会告示第 号

（目的）

第1条 この要領は、安曇野市美術館美術資料等収集要綱第3条の規定に基づき、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織、運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。

（1） 収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）の選定及び評価に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。

（会長及び副会長）

第3条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第4条 選定委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。会長に事故あるときは、副会長が代行する。

3 選定委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委員長が必要と認めたときは、この限りではない。

4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委任）

第5条 選定委員会は、審議において専門的な調査を必要とする美術資料等について、教育委員会に調査を求めることができる。

（庶務）

第6条 選定委員会の事務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。